

第2章 火災発生時の対応

1. 出火時の心得

(1) 通報

火災を発見したときは、「火事だ!」と大声を出して近くの人達に知らせ、応援を求めると同時に、廊下等に備え付けてある消火栓付属の火災報知機のボタンを押す。

(ベルが鳴り、消火栓ポンプが始動する。また、警務員室の集中監視盤に発火地域が表示される。)

次いで、表1の方法により消防署等へ連絡する。

(2) 初期消火

慌てず状況(火災を起こした物質の種類、火災の程度、延焼の可能性)を冷静に判断し、まず、電源を切り、ガスの元栓を閉める。また、火元付近にある可燃物を取り除く。

a. 消火器を使用する場合

学内の所定の位置に常備してある消火器は、各種の火災(木、紙、ガソリン、油、電気設備等)に使用できるので、初期消火には有効である。ただし、放射時間は短い(約20秒程度)。

消火器の操作順序は、「安全弁を上引き抜く」、「ホースをはずし火元に向ける」、「レバーを強く握る」である。

b. 消火栓を使用する場合

水による消火を必要と判断した場合には、火災報知器の下に格納されている消火ホースからの放水により消火活動を行う。

消火ホースの操作順序は消火栓の戸の裏側に記載してあり、「起動ボタンを押す」、「ホースを延ばす」、「バルブを開ける」である。

消火の限界は天井着火までとし、いつまでも消火に執着しない。

(3) 避難

初期消火で消火できないと判断した場合は、安全な屋外へ避難する。人命尊重が第一であり、決して無謀な行動をとってはいけない。限度としては、天井に火が燃え移ったら危険であるので、火災現場に人がいないことを確認し、扉を閉めて、「避難!」と大声を出して近くの人達に知らせながら避難する。

廊下における避難路の選択は、煙の動きを見て風上に逃げる。屋内階段は煙の通路となり、危険となることが多いので出来るだけ使用せず、近くの非常口から屋外避難階段に逃げる。なお、避難時に煙が充満している場合は、身を低くし、濡れ手拭い等で口を押さえて、煙を吸い込まないようにする。

エレベーターは、閉じこめられる可能性があるので使用しない。

避難後は互いに安全を確認する。

2. 日ごろの心得

災害に備え、日ごろから、次の事項に十分注意するとともに、防災意識を養っておく必要がある。

- (1) 防災訓練を実施する。
- (2) 平素から避難経路，非常口を確認しておく。
- (3) 火災報知器の位置，消火器の設置場所を確認しておく。
- (4) 避難経路，非常口，消火栓，消火器設置場所等を掲示する。
- (5) 非常用電灯の設置場所を掲示する。